

養育費について

保証会社と契約締結した方の保証料を補助します

前橋市では、「養育費の安定的な確保支援」及び「ひとり親家庭における子どもの貧困解消」に向けて、養育費確保支援事業を行っています。

保証会社と養育費保証契約を締結した方の初回保証料を補助します（1人1回のみ 上限50,000円）



対象者	前橋市内に居住し、申請の際にひとり親（※）であって、以下の要件を全て満たす方 （1）児童扶養手当を受給している方、または同様の所得水準にある方 （2）養育費の取決めに係る債務名義を有している方 （3）養育費取決めの対象となる18歳未満の児童を現に扶養している方（児童が一定の基準以上の障害を有する場合は20歳未満） （4）保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方 （5）過去に同様の補助金を交付されていない方 ※異性と事実婚関係にある方は対象外です
-----	---

＜必要書類＞

- ① 児童扶養手当証書（証書がない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本）
※戸籍謄本は離婚日が記載されたもの。申請日から遡って6か月以内に児童扶養手当申請に係る添付書類として提出している場合は省略可
 - ② 養育費の保証契約書（保証期間は1年以上のもの）
 - ③ 初回保証料の領収書原本で次の記載のあるもの
（宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所・氏名・領収印）
 - ④ 申請者名義の通帳又はキャッシュカード
- ※ 追加で必要書類が発生する場合があります



【 イメージ図 】

